

今年も支給します！

2つの給付金

消費税率引き上げの影響等を踏まえ、平成27年度も昨年度に引き続き2つの給付金（臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金）を支給します。

☆臨時福祉給付金

■対象者

平成27年度市県民税の非課税者

※課税されている方の扶養となつている方や生活保護受給者等は対象外です。

■支給額

1人につき6,000円

☆子育て世帯臨時特例給付金

■対象者

平成27年6月分の児童手当受給者

■支給額

児童1人につき

3,000円

■申請方法（共通）

いずれの給付金も、対象となる可能性のある方へ申請書を送りますので、そちらをご確認のうえ申請をお願いします。

※臨時福祉給付金については、7月上旬に郵送予定。

※子育て世帯臨時特例給付金については、6月上旬に郵送を予定。

※ただし公務員の方は、所属庁から配布される申請書にご記入のうえ、福祉課で申請手続きを行ってください。

■税の申告はお済みですか？

平成26年中の収入状況を申告していない方は支給対象者かどうかを判定できないため、申請書の発行及び審査を行うことができません。必ず税の申告をお願いします。

◆給付金を装った個人情報のはり取りや振り込み詐欺にご注意ください！



市役所や厚生労働省がATMの操作や手数料の振込等をお願いすることは絶対にありません。不審な電話や郵便物が届いた場合は、市役所や警察署にご相談ください。

■ご注意ください

今回の2つの給付金については、両方に該当する方がいます。該当する方はそれぞれ申請をお願いします。

■問い合わせ

☆臨時福祉給付金
福祉課社会福祉担当

(内線180)

☆子育て世帯臨時特例給付金
福祉課子育て支援担当

(内線175)

保健課インフォメーション

予防接種に関する重要なお知らせ



《日本脳炎予防接種について》

日本脳炎の予防接種を受け、重い病気になった事例があったことをきっかけに、平成17年度から21年度まで予防接種の案内を行いませんでしたが、その後、新たな日本脳炎ワクチンが開発され、現在では予防接種を受けられるようになっています。

このため、平成7～18年度に生まれた方は、日本脳炎の予防接種を受ける機会を逃していることがありますので、母子健康手帳などを確認いただき、接種を希望される場合は保健課までお問い合わせください。

また、今年度18歳になる方についても、第2期の接種を逃している場合があり、対象者には5月中にご案内いたします。公費接種期間や接種間隔等詳細については、保健課へお問い合わせください。

《子宮頸がん予防ワクチンについて》

子宮頸がん予防ワクチンは、接種による副反応報告が寄せられたため、厚生労働省は現行のワクチン接種の積極的勧奨を行わないよう勧告しています。

しかしながら、定期接種が中止されたものではありませんので、中学1年生から高校1年生相当年齢（女子）の方で、接種を希望される方は、保健課へお問い合わせください。

なお、接種にあたっては、医療機関にご相談していただき、ワクチンの有効性とリスクを十分ご理解のうえで接種のご判断をお願いします。

■問い合わせ

保健課健康増進担当 ☎ 23-4310